\bigcirc 公 害 等 調 整 委 員 会 規 則 第

号

鉱 業 等 に 係 る 土 地 利 用 \bigcirc 調 整 手 続 等 に 関 す る 法 律 昭 和 + 五. 年 法 律 第二 百 九 + 号) 第 五. + 八 条

を 改 正 す る 規 則 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 \Diamond る。

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

規

定

12

基

づ

き、

鉱

業

等

12

係

る

土

地

利

用

 \mathcal{O}

調

整

手

続

等

に

関

す

る

法

律

 \mathcal{O}

施

行

等

12

関

す

る

規

則

 \mathcal{O}

部

令 和 六 年 月 日

公 害 等 調 整 委 員 会 委 員 長 永 野 厚 郎

鉱 業 等 に 係 る 土 地 利 用 \mathcal{O} 調 整 手 続 等 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 施 行 等 12 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

鉱 業 等 に 係 る 土 地 利 用 \mathcal{O} 調 整 手 続 等 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 施 行 等 に 関 す る 規 則 昭 和 + 六 年 土 地 調 整 委

員 숲 規 則 第 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

う。

は、

ک

れ

を

加

え

る。

次 \mathcal{O} 表 12 ょ り 改 正 後 欄 に 撂 げ る そ \mathcal{O} 標 記 部 分 に 二 重 傍 線 を 付 L た 規 定 以 下 対 象 規 定 と 1

- 1 -

任記である。	備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
[新設]	
	『 通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なもの 一 通話者
[新設]	
[新設]	とみなす。
	むを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び事件関係人双方が音声の送受信により手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてや
	方法によって、前項の規定による協議(以下この条において「進行協議」という。)における
[新設]	人双方が映象と音声の送受言こより相手の伏態を相互こ認識しながら通話をすることができる 2 裁定委員会は、相当と認めるときは、事件関係人の意見を聴いて、裁定委員会及び事件関係 ==
第十四条の八 [同上]	[略]
(進行協議)	(進行協議)
	ればならない。
	であること。
	通話者 通話者 通話者 通話者 通話者 通話者 通話者 1 通話者 1 通話者
	2 前頃の期日に出頭しないでその手続に関与した事件関係人は、その期日に出頭したものとみ
[新設]	会及び事件関係人双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をす第十四条の七の二 裁定委員会は、相当と認めるときは、事件関係人の意見を聴いて、裁定委員
	映像と音声の送受信による通話の方法による審理)
改正前	改正後

附

則

この規則は、 令和六年四月一日から施行する。